

スマホスキル認定アプリ開発等委託業務提案依頼書

1 事業の目的

行政をはじめとしてあらゆる分野におけるデジタル化が進む中、デジタル機器を利用できないことによる情報格差(デジタルデバイド)の対策が急務となっている。

なかでも、スマートフォンについては国民の90.1%が保有しており、今後マイナンバーカードの活用も含めて利活用シーンが広がっていくことが期待される中、本県におけるスマートフォン保有率は82.6%と全国平均と比べて大きく低迷している。

特に高齢者世代においてスマートフォンの操作方法などの不安から保有、利活用が進んでいない状況であり、今後、スマートフォンの保有率や利活用シーンを増やしていくためには高齢者等が安心してスマートフォンを利用できる環境を整備していく必要がある。

そのためには、携帯電話事業者の企業努力のみならず、地域の支え合いを中心とした持続可能な共助による仕組みづくりが重要であると考えられる。

本事業では、地域における持続可能な共助による環境づくりを推し進めていくため、高齢者等がそのスキル向上のために利用できるよう、コンテンツの検討及び導入に向けた効果検証を実施したうえで、デジタルデバイド対策に資する最適なアプリ等を開発する。

2 これまでの取組

令和3年度から総務省事業の「デジタル活用支援推進事業」を活用してデジタルデバイドの解消に向けた取組が始動した。

本県では、デジタルデバイド解消に向けた取組としてデジタル機器に不慣れな方、特に高齢者(シニア世代)に対して、身近な場所で何度でも相談ができ、スマートフォンの操作や活用方法を教えることのできる人材「スマートフォン活用サポーター」(スマサポ)を養成する事業を令和4年度から実施してきた。

また、各市町村が持続可能なデジタルデバイド解消施策を実施できる仕組みを構築するため、県、日高村、国立大学法人高知大学及び株式会社富士通ラーニングメディアの4者で令和4年12月20日に協定を締結し、これまでスキルレベル(別添)の検討を行ってきた。

3 これまでの取組から見えた課題

本県では、これまで高齢者等に対するスマートフォンの使い方などのための教室や相談会(以下、「スマホ教室等」という。)の開催等を支援してきたが、スキルがどこまで身についているのか、どのようなスキルがあればデジタルデバイド層を脱却したといえるのか、といった状況が十分に可視化されていない。このため、以下のような課題が見えてきた。

(1) 高齢者等

- ・ スマホ教室等に参加してもどこまで知識を得られたのか実感が持てない。
(実際には使うことができるのに自信がない)

- ・ 人に聞いていいのか、何を聞けばよいのかが分からず、質問することを躊躇してスマートフォンを使わなくなる。
- ・ スマートフォンを触るきっかけがない、すぐに聞ける人がいない、スマートフォンを使い続ける理由がない

(2) 支援者（スマホ教室等の運営者）

- ・ 高齢者等の今のスキルに応じてアプローチが違うため、それぞれどのようにアプローチをしていけばよいのかが分からない
- ・ スマホ教室等を実施の際、受講した高齢者等がどこまで理解しているのか、また教室受講後の到達度把握が難しい

そのため、スマホ教室等をより効果的かつ円滑に行っていくために、高齢者等のスマートフォンの操作にかかるスキルを可視化し、また高齢者等がスキルの上達を実感することができるコンテンツが必要である。

4 業務の内容

(1) コンテンツ作成

スマホ教室等において活用できるコンテンツ（アプリ等）を作成する。なお、コンテンツはアプリとして開発を行うほか、既存のプラットフォームを利用して作成することも差し支えない。

コンテンツは、以下の(ア)から(ク)までの要件を満たすものとする。なお、受講者等のユーザ管理機能は必須条件としない。

- (ア) スマートフォンの操作にかかるスキルを可視化するための問題が出題されるものであること。
- (イ) 問題はレベル1～レベル5の5段階とし、それぞれ少なくとも10問ずつ作成すること。なお、レベルの設定については、委託者との協議により定めるものとする。
- (ウ) 高齢者等にも操作がしやすい画面構成であること。
- (エ) スマホ教室等を運営する者にとって利用しやすいものであること。
- (オ) 受講者の正答率などが表示されるものであること。
- (カ) 正答率に応じて認定画面（合格、不合格の別が分かる画面）が表示されるなどの機能を有すること。
- (キ) コンテンツが無料で利用できるものであること。
- (ク) 問題の追加作成及び修正を容易に行うことができるものであること。

○提案要求事項1

- 1－1：作成するコンテンツ等の概要（イメージ図、画面構成図など）
- 1－2：コンテンツの作成方法、開発環境など
- 1－3：作成する問題例（5問程度）

(2) コンテンツの検証

(1) で作成したコンテンツをスマホ教室等で使用し、その検証を行うこと。
なお、検証にあたっては、以下の(ア)から(ウ)までを踏まえること。

- (ア) 作成した問題が設定したレベルと比較して妥当かどうか。
- (イ) 使用感や操作感が妥当かどうか(利用者にアンケート等を行うこと)。
- (ウ) スマホ教室等の運営側の使用感や操作感が妥当かどうか。

○提案要求事項 2

2-1: コンテンツの検証方法や改善方法

(3) プロジェクト管理

(ア) プロジェクトの全工程の進捗・課題・リスク管理

全工程における進捗・課題・リスクを把握・分析し、対応案とともに管理すること。

(イ) 定例会及び検討会の開催

随時県と定例会議を開催し、情報共有を行うこと。なお、開催方法はWeb 会議を想定しているが、必要に応じて対面での開催も可能とする。

○提案要求事項 3

3-1: 本事業を実施する体制

(企画提案書作成要領の様式2に記載すること)

3-2: 本事業を実施するにあたっての経験・ノウハウ

(他社との比較優位性や絶対的な価値)

(4) その他提案事項

その他、上記(1)から(3)に記載している内容に限らず、本事業を効果的に実施するための独自の提案があれば記載すること

○提案要求事項 4

4-1: 独自の提案事項

5 スケジュール

本事業で想定しているスケジュールは以下のとおり。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) コンテンツ等協議 | : 令和6年8月から9月 |
| (2) コンテンツ等作成 | : 令和6年9月から10月 |
| (3) コンテンツ等検証及び改善 | : 令和6年10月以降 |

6 事業計画

契約締結後、1週間以内に体制やスケジュールを記載した「事業実施計画書」を提

出すること。

7 事業実績報告

受託者は、本事業が終了したとき、以下の成果物を含む事業完了報告書を作成し、県に提出すること。

提出物は紙媒体1部及びデータとする。

なお、メディア（CD又はDVD）に記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付与し、ファイル提出前にはウィルスチェックを行うこと。

【成果物】

- ・ 県との協議記録一式
- ・ 実績報告書（本業務のスケジュールと実施実績）

8 特記事項

- （1）提案の内容は、実施方法で示した内容全ての事項に対応した提案を記述すること。また、提案要求事項は、より優れた提案を求めているものであり、提案内容の技術、ノウハウ等について明確に記述すること。
- （2）任意の追加提案を記載する場合は、見積限度額の範囲内で実施するものとする。
- （3）再委託は原則認めないが、本事業を効率的に実施するために必要な業務の一部を再委託する場合は具体的にその内容も記述すること。また、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- （4）その他、本事業の実施に必要な事項は、県と受託者が協議のうえ定める。